

お客さま各位

2026年3月

株式会社 四国銀行

## ＜四銀＞教育資金贈与専用口座「想いのかたち」 新規口座開設・追加預入の取扱い終了について

令和8年度税制改正において、「直系尊属からの教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」について適用期間を延長せず2026年3月末をもって終了する旨が明記されました。

つきましては、＜四銀＞教育資金贈与専用口座「想いのかたち」の新規口座開設・追加預入のお申込手続きを下記のとおり終了いたします。

### 記

#### 1. 新規口座開設・追加預入の取扱い終了日

2026年3月31日（火）15時まで

#### 2. ご注意事項

- ・教育資金贈与専用口座をいただいているお客さまを含め、新規口座開設・追加預入については、上記取扱い終了日までに拠出（教育資金贈与専用口座にお預入れ）されたご資金については、引き続き本非課税措置が適用されます。
- ・お申込内容や必要書類の不備等により、上記1の取扱い終了日までにお手続きが完了しない場合、本非課税措置は適用されませんので、新規口座開設・追加預入をご希望のお客さまは、余裕をもってお手続きください。

以上